

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 4 年 6 月 29 日

枚 方 市 長 殿



提出者

住 所 大阪府枚方市招提田近2丁目4番地

氏 名 ジェイフィルム株式会社 大阪工場

工場長 田中 博章

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-857-3571

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ジェイフィルム株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪府枚方市招提田近2丁目4番地
計画期間	令和4年 4月 1日 ～ 令和5年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	18：プラスチック製品製造業
② 事業の規模	売上高：5,040百万円
③ 従業員数	139人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

（日本工業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)						
別紙の通り						
特別管理産業廃棄物の排出の取組に関する事項						
①現状	特別管理産業 廃棄物の排出		①引火性廃油		②廃油	
	排	出 量	96.03707	t	0.00823	t
	(これまでに実施した取組)					
・生産管理と調整を行い、生産効率化による引火性廃油の削減 ・事業場内で保管していた使用量はほとんどないため、廃油を令和 3年度に処分した。(②廃油、③廃油(水銀)) 令和4年度以降 ・分別処理は必須であるが、廃油エチルが入手困難となり、代替 品として、引火性廃油を使用せざるを得ず、切替時に引火性廃油 の排出量が増加した						
②計画	特別管理産業 廃棄物の排出		引火性廃油			
	排	出 量	93.9	t	t	
	(今後実施する予定の取組)					
・生産管理と調整を行い、生産効率化による引火性廃油の削減 ・ドラフトミスター工法において、点検後直ちに廃油を回収し、同量減量の 取組を実施し、廃油を減らす。常駐して再処理 ・引火性廃油有關引火性の再検討						
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
	・引火性廃油は溶融炉により、酸エチル系、アルコール系に対し 各々個別ドラム缶に分別保管している					
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
	・現状維持					



特別管理産業廃棄物の排出の取組に関する事項

①現状

②計画

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】		①現状		②計画	
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②廃酸	③廃油（水類）	④現状	⑤計画
①現状	0 t		t	t	t
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 （これまでに実施した取組） ・特になし					
【目標】		②計画		②計画	
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油				
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t
（今後実施する予定の取組） ・特になし					
【前年度（令和3年度）実績】		①現状		②計画	
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②廃酸	③廃油（水類）	④現状	⑤計画
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t
自ら中間処理を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t
（これまでに実施した取組） ・特になし					
【目標】		②計画		②計画	
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油				
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t
自ら中間処理を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t	t	t	t
（今後実施する予定の取組） ・特になし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【目録】	⑨計画										⑩計画
	特別管理資産 売却物の売却	引火性炭油	全 理 委 託 量	93.9 t	t	t	t	t	t	t	
⑪計画	優良認定処理業者 への処理委託量	33,798 t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	市生利田業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定処理業者 への処理委託量	3,688 t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	認定処理業者以外 の処理業者等 への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
(今後実施する予定の取組)											
・引火性炭油の委託先に優良認定処理会社に加える。 ・優良認定未取得会社には引き続き優良認定の取付条件を依頼する											
電子居間処理認識の使用 に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】										2019年度よりすべての産業廃棄物に関しては、電子メニューシステム 活用
	特別管理資産売却 品（引火性炭油）の売却額 （t）	96,046,679									
※事務処理期間	【今後実施する予定の取組】										

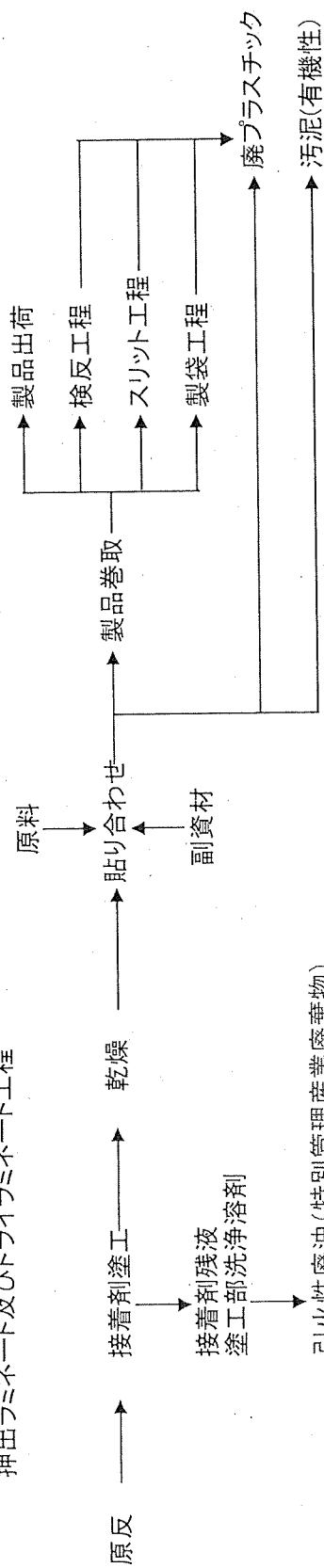
(第6面)

備考

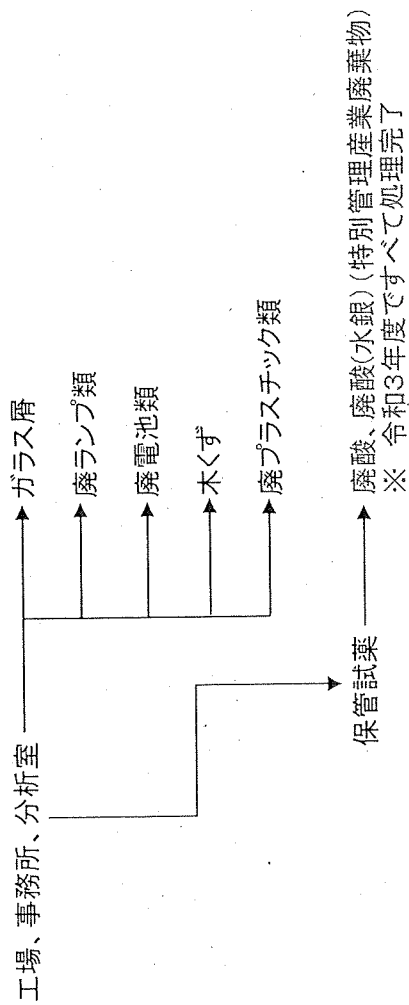
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物発生工程フロー

押出ラミネート及びドライラミネート工程

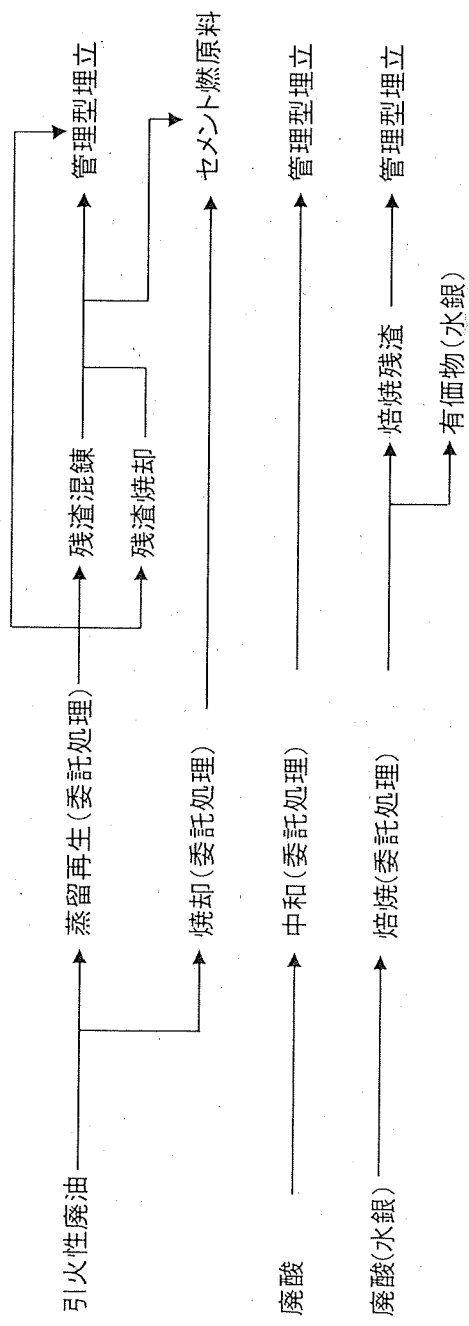


井水濾過装置 → 汚泥(無機性)

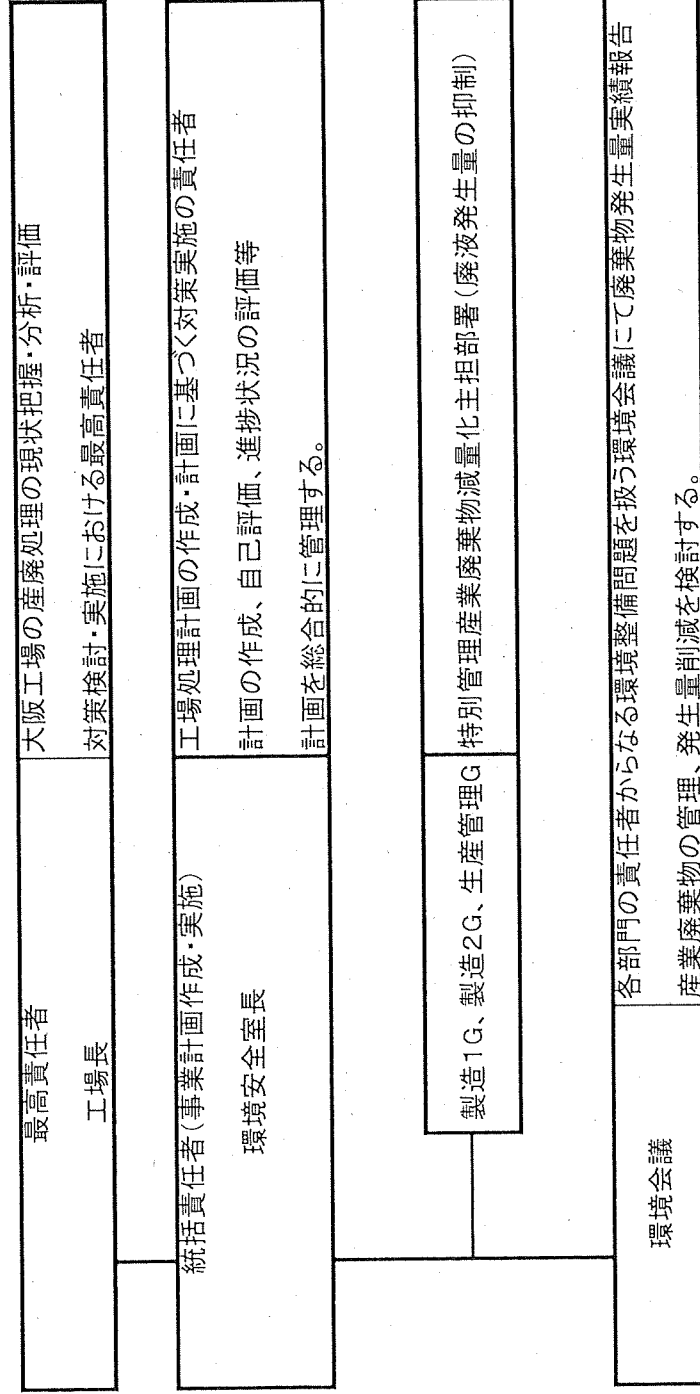


※ 令和3年度ですべて処理完了

特管産廃の処理工程フローシート



産業廃棄物管理体制(事業所処理計画)



前年年度【令和3年度】実績

住 所	名 称	出 産	担当医名	担当医の氏名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
長野県東信濃市山崎町上赤井1-1-1 山崎町立赤井小学校 児童課	信濃県立赤井小学校 児童課	昭和55年11月10日	山崎 隆夫	山崎 隆夫	026-472-2222	026-472-2222	shinano@shinano.ac.jp
長野県佐久市佐久町1-1-1 佐久市立佐久小学校 児童課	佐久市立佐久小学校 児童課	昭和55年11月10日	佐久 隆夫	佐久 隆夫	026-472-2222	026-472-2222	shinano@shinano.ac.jp

[illegible]

(註) トノ美濃國は原則として西條五人^一だし、城主が有分であるが、城主以下は諸藩で設置は可。

